

平成 26 年第 2 回箕面市議会定例会議案
(追加第 2 号)

第 7 3 号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件	1
第 7 4 号議案	箕面市職員退職手当条例等改正の件	25

第七十三号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、特殊勤務手当」を削る。

第五条第二号中「医療職給料表(一)」を「技能職給料表」に改め、同条第三号中「医療職給料表(二)」を「専門職給料表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員その他任用の事情等を考慮して必要があると認められる職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、給料表の適用前にその者が受けていた給料の月額との均衡を考慮して市長が定める。

第六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第九条中「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第十一条の二第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条の三第一項各号を次のように改める。

一 本市の区域に居住する職員で、その住宅に係る費用を負担していると認められるもの（職員が世帯主又はこれに準ずる者として規則で定めるものである場合に限る。）

二 第十二条の二第一項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、本市の区域に配偶者が居住するための住宅を所有しているもの（職員が世帯主又はこれに準ずる者として規則で定めるものである場合に限る。）

三 第十二条の二第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受けているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める者

四 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項第一号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている職員で、

任用の事情等により市長が特に必要と認めるもの

第十一条の三第二項第一号中「前項第一号に掲げる職員」の下に「自ら居住するため住宅を借り受けている職員に限る。」を加え、同号イ中「控除した額」の下に「（その控除した額が九千円未満のときは、九千円）」を加え、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第一号に掲げる職員（前号に規定する職員を除く。） 九千円

三 前項第二号に掲げる職員 四千五百円

第十一条の三第二項に次の一号を加える。

五 前項第四号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それ

それ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額

ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額

第十一条の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号に規定する職員の住居手当の月額について、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額に次の各号に掲げるその者の勤続期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、その額が九千円未満のときは九千円）とする。

- 一 六年以上七年未満 九分の八
- 二 七年以上八年未満 九分の七
- 三 八年以上九年未満 九分の六
- 四 九年以上十年未満 九分の五
- 五 十年以上十一年未満 九分の四
- 六 十一年以上 九分の三

第十二条の二第二項を次のように改める。

2 単身赴任手当の月額は、二万三千円に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（職員が当該各号に掲げるいずれにも該当する場合には、当該各号に定める額の合計額）を加算した額とする。

一 規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員 四万五千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額

二 人事交流等により他の行政機関の官公署に通勤する職員で、その経済的負担を軽減する必要があると市長が認めるもの 五万三千円
第十九条の二第二項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第四項中「第九項」を「第八項」に改める。

第二十条第五項中「において職員が受けるべき給料」を「の給料」に改める。

第二十一条第一項中「、それぞれ在職する職員に」を「それぞれ在職する職員に、又は退職する日（以下この条において「退職基準日」という。）に職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して規則で定める職員」に改め、「期間」の下に「又は退職基準日前の直近の基準日の翌日から当該退職基準日までの期間」を、「属する月」の下に「又は退職基準日の属する月若しくは翌月」を加え、「これらの基準日前」を「基準日前」に改め、同条第四項中「規定する基準日」の下に「又は退職基準日」を加える。

第二十四条の見出しを「（退職手当）」に改め、同条中「特殊勤務手当及び」を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分 再任用職員 以外の職員	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	515,000	460,000	410,000	380,000	320,000	300,000	200,000	140,100
	2		461,500	411,500	381,500	321,500	301,500	201,500	141,200
	3		463,000	413,000	383,000	323,000	303,000	203,000	142,300
	4		464,500	414,500	384,500	324,500	304,500	204,500	143,400
	5		466,000	416,000	386,000	326,000	306,000	206,000	144,500
	6		467,500	417,500	387,500	327,500	307,500	207,500	145,900
	7		469,000	419,000	389,000	329,000	309,000	209,000	147,200
	8		470,500	420,500	390,500	330,500	310,500	210,500	148,500
	9		472,000	422,000	392,000	332,000	312,000	212,000	149,800
	10		473,500	423,500	393,500	333,500	313,500	213,500	151,300
	11		475,000	425,000	395,000	335,000	315,000	215,000	152,800
	12		476,500	426,500	396,500	336,500	316,500	216,500	154,400
	13		478,000	428,000	398,000	338,000	318,000	218,000	155,700
	14		479,500	429,500	399,500	339,500	319,500	219,500	157,200
	15		481,000	431,000	401,000	341,000	320,000	221,000	158,700
	16		482,500	432,500	402,500	342,500	320,500	222,500	160,200
	17		484,000	434,000	404,000	344,000	321,000	224,000	161,600
	18		485,500	435,500	405,500	345,500	321,500	225,500	164,300
	19		487,000	437,000	407,000	347,000	322,000	227,000	166,900
	20		488,500	438,500	408,500	348,500	322,500	228,500	169,500
	21		490,000	440,000	410,000	350,000	323,000	230,000	172,200
	22		491,500	441,500	410,500	351,500	323,500	231,500	173,900
	23		493,000	443,000	411,000	353,000	324,000	233,000	175,600
	24		494,500	444,500	411,500	354,500	324,500	234,500	177,300
	25		496,000	446,000	412,000	356,000	325,000	236,000	178,800
	26		497,500	447,500	412,500	357,500	325,500	237,500	180,600

27		499, 000	449, 000	413, 000	359, 000	326, 000	239, 000	182, 400
28		500, 000	450, 500	413, 500	360, 500	326, 500	240, 500	184, 200
29			452, 000	414, 000	362, 000	327, 000	242, 000	185, 800
30			453, 500	414, 500	363, 500	327, 500	243, 500	187, 300
31			455, 000	415, 000	365, 000	328, 000	245, 000	188, 800
32			456, 500	415, 500	366, 500	328, 500	246, 500	190, 300
33			458, 000	416, 000	368, 000	329, 000	248, 000	191, 800
34			459, 500	416, 500	369, 500	329, 500	249, 500	193, 300
35			460, 000	417, 000	371, 000	330, 000	251, 000	194, 800
36				417, 500	372, 500	330, 500	252, 500	196, 300
37				418, 000	374, 000	331, 000	254, 000	197, 800
38				418, 500	375, 500	331, 500	255, 500	199, 300
39				419, 000	377, 000	332, 000	257, 000	200, 000
40				419, 500	378, 500	332, 500	258, 500	200, 500
41				420, 000	380, 000	333, 000	260, 000	201, 000
42				420, 500		333, 500	261, 500	201, 500
43				421, 000		334, 000	263, 000	202, 000
44				421, 500		334, 500	264, 500	202, 500
45				422, 000		335, 000	266, 000	203, 000
46				422, 500		335, 500	267, 500	203, 500
47				423, 000		336, 000	269, 000	204, 000
48				423, 500		336, 500	270, 500	204, 500
49				424, 000		337, 000	272, 000	205, 000
50				424, 500		337, 500	273, 500	205, 500
51				425, 000		338, 000	275, 000	206, 000
52				425, 500		338, 500	276, 500	206, 500
53				426, 000		339, 000	278, 000	207, 000
54				426, 500		339, 500	279, 500	207, 500
55				427, 000		340, 000	281, 000	208, 000
56				427, 500		340, 500	282, 500	208, 500
57				428, 000		341, 000	284, 000	209, 000

58				428,500		341,500	285,500	209,500
59				429,000		342,000	287,000	210,000
60				429,500		342,500	288,500	210,500
61				430,000		343,000	290,000	211,000
62				430,500		343,500	291,500	211,500
63				431,000		344,000	293,000	212,000
64				431,500		344,500	294,500	212,500
65				432,000		345,000	296,000	213,000
66				432,500		345,500	297,500	213,500
67				433,000		346,000	299,000	214,000
68				433,500		346,500	300,000	214,500
69				434,000		347,000		215,000
70				434,500		347,500		215,500
71				435,000		348,000		216,000
72				435,500		348,500		216,500
73				436,000		349,000		217,000
74				436,500		349,500		217,500
75				437,000		350,000		218,000
76				437,500				218,500
77				438,000				219,000
78				438,500				219,500
79				439,000				220,000
80				439,500				220,500
81				440,000				221,000
82								221,500
83								222,000
84								222,500
85								223,000
86								223,500
87								224,000
88								224,500

	89								225, 000
	90								225, 500
	91								226, 000
	92								226, 500
	93								227, 000
	94								227, 500
	95								228, 000
	96								228, 500
	97								229, 000
	98								229, 500
	99								230, 000
再任用職員		361, 600	318, 600	292, 900	280, 100	277, 800	257, 600	244, 500	213, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 技能職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	280,000	220,000	180,000	140,100
	2	281,500	221,500	181,500	141,600
	3	283,000	223,000	183,000	143,100
	4	284,500	224,500	184,500	144,600
	5	286,000	226,000	186,000	146,100
	6	287,500	227,500	187,500	147,600
	7	289,000	229,000	189,000	149,100
	8	290,500	230,500	190,500	150,600
	9	292,000	232,000	192,000	152,100
	10	293,500	233,500	193,500	153,600
	11	295,000	235,000	195,000	155,100
	12	296,500	236,500	196,500	156,600
	13	298,000	238,000	198,000	158,100
	14	299,500	239,500	199,500	159,600
	15	301,000	241,000	201,000	161,100
	16	302,500	242,500	202,500	162,600
	17	304,000	244,000	204,000	164,100
	18	305,500	245,500	205,500	165,600
	19	307,000	247,000	207,000	167,100
	20	308,500	248,500	208,500	168,600
	21	310,000	250,000	210,000	170,100
	22	311,500	251,500	211,500	171,600
	23	313,000	253,000	213,000	173,100
	24	314,500	254,500	214,500	174,600
	25	316,000	256,000	216,000	176,100
	26	317,500	257,500	217,500	177,600
	27	319,000	259,000	219,000	179,100

28	320,500	260,500	220,500	180,600
29	322,000	262,000	221,000	182,100
30	323,500	263,500	221,500	182,600
31	325,000	265,000	222,000	183,100
32	326,500	266,500	222,500	183,600
33	328,000	268,000	223,000	184,100
34	329,500	269,500	223,500	184,600
35	331,000	271,000	224,000	185,100
36	332,500	272,500	224,500	185,600
37	334,000	274,000	225,000	186,100
38	335,500	275,500	225,500	186,600
39	337,000	277,000	226,000	187,100
40	338,500	278,500	226,500	187,600
41	340,000	280,000	227,000	188,100
42			227,500	188,600
43			228,000	189,100
44			228,500	189,600
45			229,000	190,100
46			229,500	190,600
47			230,000	191,100
48			230,500	191,600
49			231,000	192,100
50			231,500	192,600
51			232,000	193,100
52			232,500	193,600
53			233,000	194,100
54			233,500	194,600
55			234,000	195,100
56			234,500	195,600
57			235,000	196,100
58			235,500	196,600

	59			236,000	197,100
	60			236,500	197,600
	61			237,000	198,100
	62			237,500	198,600
	63			238,000	199,100
	64			238,500	199,600
	65			239,000	200,100
	66			239,500	200,600
	67			240,000	201,100
	68			240,500	201,600
	69			241,000	202,100
	70			241,500	202,600
	71			242,000	203,100
	72			242,500	203,600
	73			243,000	204,100
	74			243,500	204,600
	75			244,000	205,100
	76			244,500	205,600
	77			245,000	206,100
	78			245,500	206,600
	79			246,000	207,100
	80			246,500	207,600
	81			247,000	208,100
	82			247,500	208,600
	83			248,000	209,100
	84			248,500	209,600
	85			249,000	210,000
	86			249,500	
87			250,000		
再任用職員		257,600	244,500	213,400	185,800

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第3 専門職給料表（第5条関係）

職員の区分 再任用職員 以外の職員	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	515,000	460,000	410,000	360,000	330,000	230,000	140,100
	2		461,500	411,500	361,500	331,500	231,500	141,200
	3		463,000	413,000	363,000	333,000	233,000	142,300
	4		464,500	414,500	364,500	334,500	234,500	143,400
	5		466,000	416,000	366,000	336,000	236,000	144,500
	6		467,500	417,500	367,500	337,500	237,500	145,900
	7		469,000	419,000	369,000	339,000	239,000	147,200
	8		470,500	420,500	370,500	340,500	240,500	148,500
	9		472,000	422,000	372,000	342,000	242,000	149,800
	10		473,500	423,500	373,500	343,500	243,500	151,300
	11		475,000	425,000	375,000	345,000	245,000	152,800
	12		476,500	426,500	376,500	346,500	246,500	154,400
	13		478,000	428,000	378,000	348,000	248,000	155,700
	14		479,500	429,500	379,500	349,500	249,500	157,200
	15		481,000	431,000	381,000	351,000	251,000	158,700
	16		482,500	432,500	382,500	352,500	252,500	160,200
	17		484,000	434,000	384,000	354,000	254,000	161,600
	18		485,500	435,500	385,500	355,500	255,500	164,300
	19		487,000	437,000	387,000	357,000	257,000	166,900
	20		488,500	438,500	388,500	358,500	258,500	169,500
	21		490,000	440,000	390,000	360,000	260,000	172,200
	22		491,500	441,500	391,500	360,500	261,500	173,900
	23		493,000	443,000	393,000	361,000	263,000	175,600
	24		494,500	444,500	394,500	361,500	264,500	177,300
	25		496,000	446,000	396,000	362,000	266,000	178,800
	26		497,500	447,500	397,500	362,500	267,500	180,600
	27		499,000	449,000	399,000	363,000	269,000	182,400

28		500,000	450,500	400,500	363,500	270,500	184,200
29			452,000	402,000	364,000	272,000	185,800
30			453,500	403,500	364,500	273,500	187,300
31			455,000	405,000	365,000	275,000	188,800
32			456,500	406,500	365,500	276,500	190,300
33			458,000	408,000	366,000	278,000	191,800
34			459,500	409,500	366,500	279,500	193,300
35			460,000	410,000	367,000	281,000	194,800
36					367,500	282,500	196,300
37					368,000	284,000	197,800
38					368,500	285,500	199,300
39					369,000	287,000	200,800
40					369,500	288,500	202,300
41					370,000	290,000	203,800
42						291,500	205,300
43						293,000	206,800
44						294,500	208,300
45						296,000	209,800
46						297,500	211,300
47						299,000	212,800
48						300,500	214,300
49						302,000	215,800
50						303,500	217,300
51						305,000	218,800
52						306,500	220,300
53						308,000	221,800
54						309,500	223,300
55						311,000	224,800
56						312,500	226,300
57						314,000	227,800
58						315,500	229,300
59						317,000	230,000

60						318, 500	230, 500
61						320, 000	231, 000
62						321, 500	231, 500
63						323, 000	232, 000
64						324, 500	232, 500
65						326, 000	233, 000
66						327, 500	233, 500
67						329, 000	234, 000
68						- 330, 000	234, 500
69							235, 000
70							235, 500
71							236, 000
72							236, 500
73							237, 000
74							237, 500
75							238, 000
76							238, 500
77							239, 000
78							239, 500
79							240, 000
80							240, 500
81							241, 000
82							241, 500
83							242, 000
84							242, 500
85							243, 000
86							243, 500
87							244, 000
88							244, 500
89							245, 000
90							245, 500
91							246, 000

92							246,500
93							247,000
94							247,500
95							248,000
96							248,500
97							249,000
98							249,500
99							250,000
100							250,500
101							251,000
102							251,500
103							252,000
104							252,500
105							253,000
106							253,500
107							254,000
108							254,500
109							255,000
110							255,500
111							256,000
112							256,500
113							257,000
114							257,500
115							258,000
116							258,500
117							259,000
118							259,500
119							260,000
120							260,500
121							261,000
122							261,500
123							262,000

124							262,500
125							263,000
126							263,500
127							264,000
128							264,500
129							265,000
130							265,500
131							266,000
132							266,500
133							267,000
134							267,500
135							268,000
136							268,500
137							269,000
138							269,500
139							270,000
再任用職員	361,600	318,600	292,900	277,800	259,300	245,700	213,500

備考 この表は、消防吏員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、薬剤師、栄養士、保健師、看護師、准看護師その他医療従事職員で規則で定める者に適用する。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十四年箕面市条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、特殊勤務手当」を削る。

第五条第二項第一号中「あるもの」を「ある者」に改める。

第五条の二第二項を削る。

第五条の二各号を次のように改める。

一 本市の区域に居住する職員で、その住宅に係る費用を負担していると認められるもの(職員が世帯主又はこれに準ずる者として管理者が定めるものである場合に限る。)

二 第六条の二第一項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、本市の区域に配偶者が居住するための住宅を所有しているもの(職員が世帯主又はこれに準ずる者として管理者が定めるものである場合に限る。)

三 第六条の二第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受けているもの又はこれらの者

との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める者

四 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、一定基準額を超える家賃を支払っている職員で、任用の事情等により管理者が特に必要と認めるもの

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条第二項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項第三号中「次項において」を削る。

第十三条中「職員に」の下に「、又は退職する日に職務の内容と責任を考慮して管理者が定める職員に」を加え、「及びその他の」を「その他の」に改める。

第十四条第二項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「該当し」を「該当して」に改める。

第十八条第二項中「第七条」を「第八条」に改める。

（箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
第四条 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、特殊勤務手当」を削る。

第六条第二項を削る。

第七条各号を次のように改める。

一 本市の区域に居住する職員で、その住宅に係る費用を負担していると認められるもの（職員が世帯主又はこれに準ずる者として管理者が定めるものである場合に限る。）

二 第九条第一項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、本

市の区域に配偶者が居住するための住宅を所有しているもの（職員が世帯主又はこれに準ずる者として管理者が定めるものである場合に限る。）

三 第九条第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受けているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める者

四 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、一定基準額を超える家賃を支払っている職員で、任用の事情等により管理者が特に必要と認めるもの

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十五条中「職員に」の下に「、又は退職する日に職務の内容と責任を考慮して管理者が定める職員に」を加える。

第二十五条第二項中「第十条」を「第十一条」に改める。

（箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止）

2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成八年箕面市条例第二十号）は、廃止する。

(給料表の切替え)

- 3 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた技能職員については、切替日において同条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の技能職給料表を適用する。
- 4 切替日の前日において旧条例の行政職給料表の適用を受けていた消防吏員、保育士、幼稚園教諭及び養護教諭並びに旧条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた職員については、切替日において新条例の専門職給料表を適用する。

(職務の等級の切替え)

- 5 新条例の給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日におけるその者の職務の等級(以下「旧等級」という。)に应じて、市長が別に定める。

(号給の切替え)

- 6 新条例の給料表の適用を受ける職員の切替日における号給は、旧等級における経験年数等を考慮して、市長が別に定める。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き新条例の給料表の適用を受ける職員で、その者の切替日における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する特別措置条例(平成二十六年箕面市条例第二十二号)第二条第一項の規定の適用を受けた額をいう。以下「切替日前給料月額」という。)に達しないものには、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達するまでの間、給料月額に、その差額に相当

する額から次項の規定により減じた額を加算して得た額を給料月額として支給する。

8 前項に規定する差額に相当する額から減ずる額は、次の表の上欄に掲げる期間に応じて同表の下欄に定める額とする。

切替日から平成二十八年三月三十一日までの間	差額が一万円未満のときはその額とし、一万円以上のときは一万円
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	差額が二万円未満のときはその額とし、二万円以上のときは二万円
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	差額が三万円未満のときはその額とし、三万円以上のときは三万円
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	差額が四万円未満のときはその額とし、四万円以上のときは四万円
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間	差額が五万円未満のときはその額とし、五万円以上のときは五万円
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間	差額が六万円未満のときはその額とし、六万円以上のときは六万円
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間	差額が七万円未満のときはその額とし、七万円以上のときは七万円
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間	差額が八万円未満のときはその額とし、八万円以上のときは八万円

9 切替日の前日から引き続き新条例の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額を超えるものには、切替日から平成二十九年三月三十一日までの間は、切替日前給料月額に次項に規

定する額を加算して得た額を給料月額として支給する。

- 10 前項に規定する切替日前給料月額に加算する額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

一 切替日から平成二十八年三月三十一日までの間 差額が二万円未満のときはその額とし、二万円以上のときは二万円

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間 差額が二万円未満のときはその額とし、二万円以上のときは二万円に口に掲げる額を加算した額

イ 切替日前給料月額に二万円を加算した額

ロ その者の受けるべき給料月額からイに掲げる額を減じて得た額の

二分の一

（調整）

- 11 第二項から前項までの規定により支給する給料月額については、他の職員との権衡上必要があると認められる限度において、市長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（住居手当に関する経過措置）

- 12 旧条例第十一条の三第二項第一号の規定による住居手当を支給されていた職員で、新条例第十一条の三第一項各号の規定による住居手当を支給されないこととなるものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後平成二十九年三月三十一日までの間、同項の規定にかかわらず、旧条例第十一条の三第二項第一号の規定により算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を住居手当として支給する。

一 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間 三分の一

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間 三分の一

13 新条例第十一条の三第三項の規定による住居手当の額が前項の規定を準用して算出した額に達しないこととなる職員には、施行日以後平成二十八年三月三十一日までの間、同項の規定による住居手当の額にその差額に相当する額を加算して得た額を住居手当として支給する。

(規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例(第三条から第五条までの規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 第三条の規定による改正前の箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の三第一号の規定による住居手当を支給されていた職員で、同条の規定による改正後の箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の三各号の規定による住居手当を支給されないこととなるものについては、施行日以後平成二十九年三月三十一日までの間、同条の規定にかかわらず、住居手当を支給する。

(箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 第四条の規定による改正前の箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条第一号の規定による住居手当を支給されていた職員で、同条の規定による改正後の箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条各号の規定による住居手当を支給されないこととなるものについては、施行日以後平成二十九年三月三十一日までの

間、同条の規定にかかわらず、住居手当を支給する。

（提案理由）

職員の能力、意欲、業績及び職責に応じた給与の体系を構築することに
伴い、給料表及び諸手当に関する規定を整備するため、本条例を改正する
ものである。

第七十四号議案

箕面市職員退職手当条例等改正の件

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)」を「その者の算定基礎額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「算定基礎額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額をいう。

一 退職の日において箕面市一般職の職員の給与に関する条例第九条の規定により管理職手当を支給されている者(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその管理職手当の全部を支給されない場合においては、これらの事由がないものとみなす。) 箕面市一般職の職員の給与に関する条例第五条第一号に掲げる行政職給料表の七等級における最高の号給の給料月額

二 前号に掲げる者以外の者 退職の日におけるその者の給料の月額

（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。）ただし、前号に定める額を上限とする。

第五条第一項中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）を「算定基礎額（前条第二項に規定する算定基礎額をいう。以下同じ。）」に改める。

第六条第一項中「退職日給料月額」を「その者の算定基礎額」に改める。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

第六条の三中「、第六条第一項又は前条第一項」を「又は第六条第一項」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」を「第四条第一項及び第六条第一項中「算定基礎額」とあるのは「算定基礎額及び算定基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」と、第五条第一項中「算定基礎額をいう。以下同じ。」とあるのは「算定基礎額をいう。以下同じ。」及び算定基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」に改め、同条の表を削る。

第八条中「退職日給料月額」を「その者の算定基礎額」に改める。

第八条の二を次のように改める。

第八条の二 削除

第八条の三を次のように改める。

第八条の三 第六条の三に規定する者に対する第八条の規定の適用については、同条中「第四条から第六条まで」とあるのは「第六条の三の規定により読み替えて適用する第六条」と、「算定基礎額」とあるのは「算定基礎額及び算定基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」と、「これら」とあるのは「第六条の三の規定により読み替えて適用する第六条」とする。

第八条の四第一項中「第六条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。」及び「のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を削り、同項第一号中「五万円」を「六万円」に、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万円」に、同項第三号中「四万七千七百円」を「四万五千元」に、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「三万五千元」に、同項第六号中「零」を「一万五千元」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第七号区分 零

第八条の四第五項中「調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を削り、同項第五号中「零」を「第一項の規定により計算した退職手当の調整額からその者の基礎在職期間の末日の属する月以前の六十月（休職月等がある場合は、規則で定める当該休職月等の期間を除いた六十月）の各月ごとに当該各月の調整月額を合計した額を控除した額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、零）」に改め、同号を

同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「基礎在職期間」の下に「（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、「第六条の二第二項第二号」を「前項第二号」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第十七条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第九条第五項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第九条第六項若しくは第七項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項の規定により一般の退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第九条第五項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第九条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた同項に規定する次に掲げる在職期間

イ 引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

ロ 引き続いて再び職員となったときにおけるその者の先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間

第八条の五中「、第六条の二」を削る。

附則第五項及び第六項中「当分の間」を「平成二十七年三月三十一日までの間」に改める。

附則第七項中「附則第五項の規定の例」を「同条及び第六条の三の規定」に改める。

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「以後に新退職手当条例」を「から平成二十七年三月三十一日までの間に箕面市職員退職手当条例」に、「当分の間、新退職手当条例」を「同条例」に改め、同条第二項中「以後に新退職手当条例」を「から平成二十七年三月三十一日までの間に箕面市職員退職手当条例」に、「当分の間、同項又は新退職手当条例」を「同項又は同条例」に改め、同条第三項中「新退職手当条例」を「箕面市職員退職手当条例」に、「附則第七条第一項の規定の例」を「同条及び同条例第六条の三の規定」に改める。

（箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年箕面市条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「同条例附則第五項の規定の例」を「同条及び同条例第六条の三の規定」に改める。

（箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成二十五年箕面市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「である者」の下に「であつて平成二十七年三月三十一日までの間に退職したもの」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

第二条 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した場合において、その者が現に退職した理由と同一の理由により退職し、かつ、その者の同日までの勤務期間、勤務実績等が同等であるものとみなして第一条の規定による改正前の箕面市職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)、第二条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年箕面市条例第一号。以下「昭和五十二年条例」という。)、第三条の規定による改正前の箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成十五年箕面市条例第五十四号。以下「平成十五年条例」という。))及び第四条の規定による改正前の箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成二十五年箕面市条例第四十三号。以下「平成二十五年条例」という。))並びに箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年箕面市条例第 号)(昭和三十五年箕面市条例第一号。以下「給与条例」という。))及び第二条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十四年箕面市条例第十九号。以下「平成二十四年給与条例」という。))の規定により計算した旧条例第三条の二第二項に規

定する一般の退職手当の額（以下「みなし旧条例退職手当額」という。）が、第一条の規定による改正後の箕面市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）、第二条の規定による改正後の昭和五十二年条例、第三条の規定による改正後の平成十五年条例及び第四条の規定による改正後の平成二十五年条例並びに箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定による改正後の給与条例及び第二条の規定による改正後の平成二十四年給与条例の規定により計算した新条例第三条の二第二項に規定する一般の退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）より多いときは、新条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、みなし旧条例退職手当額と新条例退職手当額との差額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を新条例退職手当額に加算した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職した者 五分の四

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職した者 五分の三

三 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した者 五分の二

四 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した者 五分の一

2 職員が施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した場合において、その者の新条例退職手当額がみなし旧条例退職手当額より多いときは、新条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、新条例退職手当額とみなし旧条例退職手当額との差額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を新条例退職手当額から控除した額

をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職した者 五分の四

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職した者 五分の三

三 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した者 五分の二

四 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した者 五分の一

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第四条 箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「箕面市職員退職手当条例」の下に「第八条の四第四項及び」を加え、「同項」を「同条例第八条の四第一項」に改め、同条第三項中「基礎となる」の下に「額は、同条例第四条第二項各号に掲げる算定基礎額とする。この場合において、同項第二号に規定する」を加える。

（提案理由）

職員の在職期間を通じた功績及び貢献を反映し、職責に応じた退職手当を支給することができるよう、退職手当の算定基礎額、調整額及びその算定期間に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。